
住宅の共有部の空気調和設備の省エネルギー措置の対象について

平成 22 年春期部会

住宅の共有部の空気調和設備の省エネルギー措置の対象については次のとおり取り扱う。

「住棟セントラル」によるものを対象とする。

(参考)

住宅の省エネルギー基準の解説

発行「財団法人 建築環境・省エネルギー機構」